

福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県立高等学校及び福岡県立中等教育学校の後期課程（以下「県立高等学校等」という。）に在学する生徒に対する県立高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県立高等学校等に在学する生徒（平成26年4月1日以降の入学者）のうち、日本国内に住所を有する者に対して、就学支援金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 法第2条に定める高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。以下「高等学校等」という。）を卒業し又は修了した者
 - (2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制又は通信制は48月）を超える者
 - (3) 法第3条第2項第3号に定める保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令で定める者
- 2 教育委員会は、前項において、第2号にのみ該当し就学支援金の支給対象外となった者のうち、高等学校等を退学したことがある者に対して、就学支援金相当額（高等学校等学び直し支援金、以下「学び直し支援金」という。）を支給する。ただし、学び直し支援金の支給期間は通算して24月を上限とする。
- 3 教育委員会は、第1項の対象者のうち、単位制による課程に在学する生徒で、高等学校等を退学したことがある者が、就学支援金の通算支給上限単位数（74単位）を超過する単位数を履修しようとするときは、当該生徒に対して、超過分の履修単位数に係る受講料相当額の学び直し支援金を支給する。

(受給資格の認定申請)

第3条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類及びその他教育委員会が定める書類を添付して、就学支援金の支給を受けようとする月の10日までに教育委員会に受給資格認定申請をしなければならない。ただし、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については、就学支援金の支給を受けようとする月の末日までに完了しなければならない。

(受給資格の認定)

第4条 教育委員会は前条に定める申請があった場合、当該申請について法第3条に基づき支給要件の審査を行い、就学支援金の支給を受ける資格を有すると認めた生徒

(以下「受給権者」という。) に対しては様式2により資格認定通知を、上記資格を有するとは認められない生徒に対しては様式3により資格不認定通知を行う。

(支給の決定等)

第5条 教育委員会は、受給権者に対し、就学支援金の額等について様式4により支給決定(予定)通知を行う。

2 教育委員会は第6条第1項に定める届出があった場合、当該生徒が法第3条第2項第3号に該当しないと認めたときは、就学支援金の額等について、様式4により支給決定(予定)通知を行う。

3 支給する就学支援金の額は、別表に定める額とする。

4 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者がいるとき、教育委員会は国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(収入状況の届出)

第6条 受給権者は毎年度7月10日までに、様式1に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類及びその他教育委員会が定める書類を添付して、教育委員会に収入状況を届出なければならない。なお、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については7月31日までに完了しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は当該受給権者に係る保護者等の変更等により収入の状況に変更があったときは、様式1により速やかに教育委員会に収入状況を届出なければならない。

(支給要件の消滅)

第7条 教育委員会は、前条に定める届出により当該届出を行った者が法第3条第2項第3号に該当すると認めたときは、当該届出を行った生徒に対し、様式5により資格消滅通知を行う。

(支給の一時差止め)

第8条 教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第6条第1項の規定による届出をしないときは、就学支援金の支給を一時差し止めることができる。

(就学支援金の支給)

第9条 教育委員会は、受給権者に支給すべき就学支援金を当該教育委員会の当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす。

(通信制課程に係る就学支援金の支給の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、通信制課程において、受講料納付後に受給資格が認定された者に対しては、受講料債権の弁済に充てることなく、当該生徒に就学支援

金を支給する。

- 2 前条の規定にかかわらず、通信制課程において、年度当初に受給資格が認定され、受講料を納付していない者について、年度中途に受給資格が消滅又は差止めとなったときは、受講料の弁済に充てることなく、当該生徒に就学支援金を支給する。
- 3 第1項及び前項に規定する就学支援金の支給は、当該生徒に係る年度の額が確定した後行う。

(学び直し支援金に関する特例)

第11条 学び直し支援金に係る第3条、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条の規定の適用については、第3条並びに第6条第1項及び第2項中「様式1」とあるのは「様式6」、第4条中「様式2」とあるのは「様式7」、「様式3」とあるのは「様式8」、第5条第1項及び第2項中「様式4」とあるのは「様式9」、第7条中「様式5」とあるのは「様式10」とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(別表)

課程	就学支援金の額	備考
全日制	(月額) 9,900円	
定時制	単位制以外 (月額) 2,600円	
	1年で履修する単位制 (月額) 1単位あたり 130円	<ul style="list-style-type: none"> ・通算支給上限単位数は74単位 ・年間支給上限単位数は30単位
	半年で履修する単位制 (月額) 1単位あたり 260円	<ul style="list-style-type: none"> ・通算支給上限単位数は74単位 ・年間支給上限単位数は30単位
通信制	(年額) 1単位あたり 300円(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・通算支給上限単位数は74単位 ・年間支給上限単位数は30単位

※通信制課程において、年度途中で受給資格の得喪（差止め含む）があった場合
「受給資格が認められた月数／12」に300円を乗じた金額を就学支援金の額とする。